

100歳おめでとうございます

杉山 とくよさん

大正5年7月21日生まれ

とくよさんは、身延町相又に3男3

女の6番目として生まれ、昭和12年4

月18日、内船の杉山寅三さんと結婚

し、2男3女の子供に恵まれました。

現在も、自宅で元気に生活していま

す。本当にあめでとうございます。



杉山とくよさん

南部町で100歳以上の方は、
男性 1名
女性 10名で11名の方があられます。
(7月21日現在)

国民年金保険料免除・納付猶予申請書に係る 納付猶予制度50歳未満への拡大について

今まで30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度が平成28年7月1日より、50歳未満まで拡大されます。

ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。

若年層に限らず、中高年層においても非正規雇用労働者が増加している状況を踏まえ、
平成28年7月1日から平成38年6月末までの時限措置となります。

また、所得が少ないなど保険料納付が困難な場合は、納付猶予制度の他にも、免除制度等もありますので、竜王年金事務所または役場住民課国保年金係までご相談ください。

お問合せ

竜王年金事務所 国民年金課

TEL 055-278-1104

または役場住民課 国保年金係

本庁舎 66-3405(直通)

分庁舎 64-4834(直通)

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

みんなで 徹底しよう 三ない運動	贈らない! 求めない! 受け取らない!	秘書等が代理で出席する場合の結婚祝	地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入	お祭りへの寄附・差入	町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入	落成式・開店祝等の花輪
これらのもも、政治家の寄附禁止の対象となります。						
	病気見舞	お歳暮・お年賀	入学祝・卒業祝	葬儀の花輪・供花	秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典	

総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」

総務省 寄附の禁止

検索

(公財)明るい選挙推進協会

明るい選挙推進協会 三ない運動

検索

「平成28年度臨時福祉給付金」及び 「障害・遺族年金受給者向け給付金」 が支給されます

消費税率引き上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和し、消費の下支えを図るために、『臨時福祉給付金』が支給されます。

また、併せて、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい、所得の少ない障害・遺族年金受給者の方へ『障害・遺族年金受給者向け給付金』が支給されます。

1. 支給要件

【平成28年度臨時福祉給付金】

◎支給対象者

平成28年度分の町県民税（均等割）が課税されていない方。

(但し、課税されている方に扶養されている方、生活保護の受給者は除きます。)

◎支給額

対象者1人につき3千円

【障害・遺族年金受給者向け給付金】

◎支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給されている方

(但し、28年6～8月に高齢者向け給付金を受給された方は除きます。)

◎支給額

対象者1人につき3万円

2. 申請期間 平成28年9月1日(木)～平成28年12月1日(木)

3. 申請受付時間 平日(月～金(祝祭日は除く))の午前8時30分～午後5時15分

4. 申請受付場所 南部町役場福祉保健課(分庁舎)・住民課(本庁舎)・万沢支所

5. 臨時受付所開設について

<次の日程で臨時受付所を開設しますのでご利用ください。>

・平成28年9月10日(土)、11日(日)は、本庁舎及び分庁舎で午前8時30分～午後5時15分までの間、臨時に受付を行います。

支給対象となると思われる方々に、申請手続きに必要な書類を送付させていただきますので、期間内に忘れずに申請手続きをしてください。

【お問合せ】 分庁舎 福祉保健課 ☎ 64-4836 (直通)

「臨時福祉給付金」を装う振り込め詐欺などにご注意ください。

お問い合わせください。

◇お問い合わせ	◇請求窓口	◇請求内容	◇支給額	◇請求期間	◇お問い合わせ
FAX TEL または 福 祉 保 健 課 055-1223-1146 68 まで	南部町役場 県国 保 援 護 課 64-4836(直通)	5年償還の記名国債	25万円、 5年償還の記名国債	平成27年4月1日から 平成30年4月2日まで	福祉保健課 南部町役場 南部分庁舎 福祉保健課 64-4836(直通)

★戦没者等のご遺族の皆様へ

◆特別弔慰金(第十回)の請求を受けています

◆対象者

平成27年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者の死亡当時のご遺族で戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者

戦没者等の子

戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4
親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方
に限ります。

3
2
1
※戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹